

○愛媛海区漁業調整委員会指示第 133 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、  
次のとおり指示する。

なお、同日に愛媛海区漁業調整委員会指示第 71 号は廃止する。

令和 6 年 3 月 29 日

愛媛海区漁業調整委員会  
会長 佐々木 護

瀬戸内海（漁業法第 152 条第 2 項に規定する瀬戸内海をいう。）の  
うち愛媛県海域においては、「ふぐ浮延なわ漁業」は営んではならな  
い。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする  
場合は、この限りでない。